

資料提供 2008年10月16日
埼玉県地方公務員労働組合共闘会議
事務局：埼玉県高等学校教職員組合
担当者：関根
連絡先：048-822-7421

2008年度「職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告」に対する声明

1. 埼玉県人事委員会は本日、知事と県議会議長に対して、2008年度の「職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告」（以下「勧告」）を行った。「勧告」は、職員給与が民間給与を3,899円、(0.94%)下回っているとしながら給料表の改定を行わず、地域手当を引き上げることで民間給与との均衡を図ることが適当とした。また、期末・勤勉手当は民間の支給割合と均衡しているとして、改定を見送った。
2. いま、原油や原材料の高騰を背景にして、食料品や公共料金の値上げなど物価上昇が私たちの生活を直撃している。にもかかわらず、月例給・一時金ともに改善を見送ったことは、私たちの切実な賃金改善の要求を踏みにじるものである。公民較差が0.94%であるとしているが、今春闘の民間の賃上げ状況を考えると、県内民間企業の給与が昨年と比べて「微増」であるとの調査結果は納得できるものではなく、到底認めることはできない。一方、昨年度の全県一律支給に続き、地域手当を5.5%から6.5%に引き上げたが、そのこと自体は評価できる。しかしながら、国に準じる給料表ということで、国が給料表を改定しなかったことを理由に埼玉県の給料表を改定しなかったことは、全く納得できるものではない。公民較差の解消のために給料表を改定し、かつ私たちの生活改善のために地域手当を引き上げるのが本来のあり方である。
3. 「勧告」は、現行の教育職給料表を改定し、教育職給料表(1)及び(2)の2級(教諭)と3級(教頭)の間に、「主幹教諭」のための特2級を新設した。教育は、子どもの成長・発達を保障する営みである。学校の教育活動は、子どもの成長・発達は一樣ではなく、教育の成果はすぐ現れる場合もあれば長い期間を要する場合もあるという教育の特性を踏まえ、教職員が専門職としての自覚を持って自主的に学校運営に参画し、協力・共同の関係を作ること成り立っている。その自主性・専門性・共同性を発揮できることが、学校の教育力を高めるために不可欠である。特2級の「主幹教諭」を設置することは、上意下達の管理強化・学校支配をまねき、教育活動をすすめる上で必要な教職員の合意形成を壊すものである。そして、給料に差がつくことで、専門職としての誇りが傷つけられ、教職員集団が分断されてしまう。それは、学校の教育力を低下させることにほかならない。学校の教育力を高め、子どもの成長・発達を保障する教育をすすめるために必要なことは、賃金に格差をつける主幹教諭を設置することではなく、子どもと直接向き合う教職員を増やすなど教育条件を整備することである。

「勧告」が、教育委員会の意向のみを配慮し、教職員多数の願いに背を向けたことに
対し、心からの怒りを禁じ得ない。私たちは、特2級の設定に強く抗議するものである。

4. 「勧告」は、私たちが強く要求してきた職員の勤務時間について見直し、「1日当
たり7時間45分、1週間当たり38時間45分」とすることを勧告した。これは、不
十分ながらも評価できるものである。いま、県職員・教職員の職場は、長時間過密労働が
恒常化しており、現職死亡や精神性疾患による病気休職者が増加している。そうした深
刻な労働実態の是正は喫緊の課題である。今回の勧告が速やかに具体化され、長時間過
密労働の是正が実効あるものとなるよう私たちは引き続き奮闘するものである。同時に、
「勧告」でも触れている心の健康づくりの施策を一層強化することなど、職場の勤務環
境等の整備を強く求めるものである。

5. 私たちは、人事評価結果を賃金や処遇に反映させることは職場のチームワークを壊し、
職員の意欲の向上にはつながらない、と繰り返し主張してきた。昨年度の勧告は、人事
評価制度の信頼性、納得性を高める必要性について言及し、その検証の留意点を示した。
それにもとづき、今年度から検証が始まったが、意識調査の数字的結果が出たのみで、
いまだ詳細な分析結果は出ていない。ところが「勧告」は、意識調査結果だけから、人
事評価制度が概ね職員に浸透してきていると独断した。到底納得できるものではない。

必要なことは、「職員の意欲向上等への意欲」や「チームワークへの影響」等につい
て丁寧に検証し、その結果により、廃止を含めて検討することである。

6. 「勧告」は、特別職であり勧告の対象ではないことを理由として、臨時・非常勤職員
について、何ら言及していない。しかしいま、貧困と格差の拡大のなかで、臨時・非常
勤職員の処遇改善は、焦眉の課題である。私たちは、臨時・非常勤職員の賃金及び労働
条件を改善するためのとりくみをすすめる決意である。

7. 地公労共闘会議はこの間2回にわたり、「新たな職」に対応する新給料表を策定しな
いことなどを求めるとともに、生活改善につながる勧告を要求する署名にとりくんでき
た。そして、人事院勧告に追随することなく、県職員・教職員の生活実態・労働実態を
踏まえた勧告を行うよう人事委員会に要請してきた。しかし「勧告」は、私たちの願い
を裏切るものであった。

地公労共闘会議は、「勧告」を受けて県当局との交渉を行っていくが、その成り行き
は県内の公務・公共関連労働者はもちろん、民間労働者にも大きな影響を及ぼすこと
になる。このことから、地公労共闘会議は、全力を挙げてこのとりくみをすすめる決意を
表明するものである。

2008年10月16日

埼玉県地方公務員労働組合共闘会議 議長 贄田教秋
(埼玉県職員組合、埼玉県教職員組合、埼玉県高等学校教職員組合)